

5-5 ソフトウェア使用管理のガイドラインの提示

国立大学法人で市販ソフトウェアの不正使用が発見され、訴訟問題となったことを受けて、文部科学省は18年2月に「コンピュータソフトウェアの適正な管理の徹底について」と題して、大臣官房政策課長から「ソフトウェア管理台帳による点検・確認」、「管理体制・管理機能の確認」、「教職員・学生への啓蒙」について、適正管理を図る旨の依頼文が発信され、国立大学法人でも点検・確認が初められた。

本協会としても、情報倫理教育の振興・普及をすすめ、ソフトウェア補助金による負担軽減を通じてソフトウェアの適正使用に努めているが、研究室単位の管理については大学の管理が行き届かない。この問題大学の管理責任が問われるだけにしっかりした対応が必要で、研究室の教員はソフトの使用を学生にまかせるのではなく、コンプライアンスに対する教育を徹底する義務があることから、本協会が「ソフトウェア適正管理のガイドライン」を作成し、第44回総会（19年3月29日）にて報告し、加盟校にソフトウェアの適正管理の点検を呼び掛け、所要の対応を検討いただくことを要請することにした。大学としての対応には時間がかかるが、協会加盟校としてしっかりした対応が期待される。19年8月の情報セキュリティ研究講習会をはじめ、理事長・学長会議、書面による要請など、あらゆる機会を通じて本問題への対応を呼び掛けることにした。

以下に「ソフトウェア適正管理のガイドライン」を掲載する。なお、「ソフトウェアの管理規程モデル」、「インストール台帳」、「ライセンス管理台帳」、「パンフレットの見本」は資料編【資料15】に掲載したので参照されたい。

ソフトウェア適正管理のガイドライン

平成19年3月29日
社団法人私立大学情報教育協会
第44回通常総会

本協会では、情報化の普及拡大に伴い、著作権をはじめとする情報の取り扱いについて加害を防止するため、平成5年度に教育機関において情報倫理教育の実施を提言するとともに、平成7年度より補助金によるソフトウェアの半額助成を実現し、私立大学での法令順守の実質化を推進してきた。しかしながら昨今、国立大学法人をはじめ私立大学においてもソフトウェアのラ

イセンス取得が必ずしも十分に処理されているとは言えないことに配慮して、本協会として加盟大学に対してソフトウェアの適正使用を徹底すべく、大学として取り組むべきガイドラインを作成した。

各大学は、以下に掲げるガイドラインを参考にソフトウェアの適正管理を早急に点検され、所要の対応を検討・実施されることを要請する。

1. 目的

大学としてコンピュータを設置の全教室、研究室、共同研究室、学部・学科の事務室、大学業務担当部局の事務室のソフトウェア使用の管理を調査・点検し、適正利用の実現を推進する。

2. 対象

コンピュータを設置の全教室、研究室、共同研究室、学部・学科の事務室、大学業務担当部局の事務室で、研究室の教員と学生、事務室の職員と臨時職員（嘱託、アルバイト）を対象とする。

3. 管理の内容

コンピュータにインストールされているソフトウェアのライセンスの有無を点検する。適正を欠く使用が発見された場合には学内のしかるべき部署（情報担当部門）でとりまとめ、適正に向けた対応を行う。

4. ライセンス管理の体制・仕組み

- ① 大学として保有するソフトウェアの管理に関する問題を検討する全学的な委員会組織を設立する。
- ② 委員会で決定した管理に関するルール（『ソフトウェア管理規程』）に沿ってライセンス管理の点検を統括する組織として、情報センター等の担当部門を定めるとともに、各研究室、事務室単位で使用するソフトウェアの管理責任者を明確にし、センター等部門で管理責任者リストを作成する。教室は学科長、個人研究室は教員、共同研究室は代表する教員、事務室は管理職とする。
- ③ 管理責任者は、サーバー、パソコンに搭載されている全てのソフトウェアの台帳を常時備え、半年ごとに情報センター等部門に報告する。その際、領収書の写し、使用許諾証、ライセンス証を添付する。
- ④ 管理責任者の責務は、ソフトウェアのインストールまたは削除、教育、研究、事務でのソフトの適切性判断、ライセンス手続きの正当性の確認と証明書類の保管・照会、管理責任者の許諾を受けていないソフトの点検について全責任を持つ。
- ⑤ 情報センター等部門は、報告されたソフトウェア管理の実態について監査を行う。

5. ライセンス管理の点検

- ① ソフトウェア管理の台帳は、インストール管理台帳、ライセンス管理台帳とする。
- ② 台帳には、ソフトウェアの名称、インストールの期日、期限、数量、担当者名、ライセンス契約の種類（正規購入、特別使用許諾、添付ソフト、シェアウェア、フリーウェアなど）および有無を記載する。

6. ライセンス管理の監査

- ① 管理責任者から報告されたソフトウェア台帳と実際にインストールされているソフトウェアの一致を確認するための監査を行う。
- ② 監査方法は、ソフトウェアの使用を管理ツールにより学内LAN上で点検するか、予告なしに現場で点検する。ツールとしては、管理用、端末用を準備する。
- ③ 管理責任者の希望で監査の申し出がある場合には、日時を調整の上、現場で点検する。

7. 不正使用への対処

- ① 大学として適正を回復するためのライセンスの取得を行う。
- ② 故意または重大な過失による場合には、管理責任者にライセンスの取得にかかる費用の一部を所定の方法で弁済させる。
- ③ 不正使用を行った当事者には、所定の罰則規定により相当の処分を行うとともに指導を行う。

8. ソフトウェア適正管理の啓蒙活動

- ① 学生には、情報倫理教育の中でソフトウェアの適正使用を徹底する。（全員必修受講）
- ② 教員、職員には、情報担当部門が訪問・対面し、不正が起きないように理事長、学長名によるソフトウェア適正管理に対するパンフレットを手渡し、協力を要請する。（啓発パンフの配布）
- ③ 全てのコンピュータ画面に不正使用の禁止を掲載し、不正使用による罪の意識を高める。（パソコンへの啓発シール、啓発画面のアップロード、啓発HPの公開）
- ④ 問題意識の共有
私情協主催の「大学情報セキュリティ研究講習会」において、情報センター等部門の責任者に、ソフトウェアの適正管理の問題について認識を徹底する。